

# 「みんなが求める企業」の認定マーク

厚生労働省・岐阜労働局では、働きやすい職場づくりに実績を上げている企業を認定しています。



## 認定のメリット

1

### 労働局やハローワークで認定企業をPR

- 厚生労働省や労働局のホームページで認定企業の取組を紹介します。
- 労働局・ハローワークが主催、後援する就職面接会などにおいてPRします。

2

### 優秀な人材の確保、企業イメージ向上

- 認定マークを自社の商品、サービス、広告、名刺等に表示することができます。
- 求人票に認定マークを入れて求職者にPRできます。

3

### 低利融資や公共調達で加点

- 日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります。
- 公共調達等において、加点評価を受けることができる場合があります。
- ※「安全衛生優良企業」は対象となりません。

## くるみん

## 仕事と育児の両立支援の取組が優良な企業



<認定基準（一部）>

- ① 計画期間において、次の(1)または(2)のいずれかを満たし、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
  - (1) 男性労働者の育児休業等取得率が10%以上
  - (2) 男性の育児休業等取得率及び企業独自の育児目的休暇制度の利用率が合わせて20%以上
- ② 女性労働者の育児休業等取得率が75%以上あり、厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③ 次世代育成支援対策推進法に基づき 策定した一般事業主行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。

認定基準の詳細はこちらから



## くるみんプラス

### くるみんの認定基準＋不妊治療と仕事の両立



<認定基準（一部）>

- ・不妊治療のための休暇制度を設けていること。
- ・不妊治療のために利用することができる、半日単位・時間単位の年次有給休暇、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワークのうちいずれかの制度を設けていること。
- ・不妊治療と仕事との両立に関する研修等を実施していること。



- ①、②の育児休業等の取得率や一般事業主行動計画の公表、両立診断等さまざまなツールをご用意しています。

詳細はこちらから



お問合せ・申請先


岐阜労働局雇用環境・均等室  
TEL 058-245-1550

岐阜労働局ではHPにてくるみん認定企業を紹介しています。また、プラチナくるみん認定企業の生の声をYouTubeで公開しています。



## えるぼし

## 女性の活躍推進の状況が優良な企業

認定基準の詳細は  
こちらから 

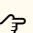


<認定基準（一部）>

- ① 男女の競争倍率が同程度で、女性の「継続就業」「管理職比率」の数値が、産業ごとの平均値以上を満たしていること。
- ② 上記①の数値を厚生労働省のウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ③ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、適切に労働者へ周知及び外部へ公表していること。



### 女性の活躍推進企業 データベース

①の数値や一般事業主  
行動計画の公表は  
こちらから 



お問合せ・申請先

岐阜労働局雇用環境・均等室  
TEL 058-245-1550

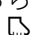
## ユースエール

## 若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な 中小企業 \* 常時雇用する労働者が300人以下の事業主



<認定基準（一部）>

- ① 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること。
- ② 直近3事業年度の新卒者等の離職率が20%以下。
- ③ 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいない。

詳細は  
こちらから 



お問合せ・申請先

岐阜労働局職業安定部訓練課 TEL 058-245-1266

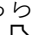
## もにす

## 障害者雇用の促進や安定に関する取組が優良な 中小企業 \* 常時雇用する労働者が300人以下の事業主



<認定基準（一部）>

- ① 障害者雇用への取組（アウトプット）、取組の成果（アウトカム）、それらの情報開示（ディスクロージャー）の3項目について優良な取組を行っていること。
- ② 法定雇用率を達成していること。雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象障害者を1名以上雇用していること。

詳細は  
こちらから 



お問合せ・申請先

岐阜労働局職業安定部職業対策課 TEL 058-245-1314

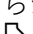
## 安全衛生優良企業

## 労働者の安全や健康を確保するための対策に 積極的に取り組む企業



<認定基準（一部）>

- ① 過去3年間の労働安全衛生関連の重大な法違反がないこと。
- ② 労働者の健康保持増進対策、メンタルヘルス対策、過重労働防止対策、安全管理などの分野で、積極的な取組を行っていること。

詳細は  
こちらから 



お問合せ・申請先

岐阜労働局労働基準部健康安全課 TEL 058-245-8103

